

職員給与関係資料

- 1 . 各種委員会事務局とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 . 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会事務局、県立学校をいう。

平成15年人事統計調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2. 調査の時期

平成15年4月1日

3. 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員及び1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）で平成15年4月1日に在職する者

4. 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当並びに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、運賃月額、住居の種類、家賃・間代の額及び休職の状況等

5. 調査の方法

連記式の調査表による全数調査とし、本庁各部局、各地域機関等において調査表を作成した。

6. 集計

電子計算機により集計した。

7. 調査結果の概要

この参考資料第1表から第10-2表までのとおりである。

